

# 一番身近な相談員です

# 民生委員・児童委員

地域の中で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行うなどの福祉ボランティア活動に取り組んでいる「民生委員・児童委員」をご存知ですか。高齢化が進み、地域社会を取り巻く状況が大きく変化している中で、地域福祉の推進役として重要な役割を担っている民生委員・児童委員の活動についてお知らせします。

問い合わせ 社会福祉課 櫻井 ☎0070

96人の委員が地域を見守る

民生委員・児童委員は、担当区域の中で、生活に困っている方や障がいのある方、児童や高齢者、一人親家庭などいろいろな悩みを持つている方々の相談相手となり、住民と関係行政機関との橋渡し役となっています。民生委員は児童委員を兼ね、虐待やいじめなど、子どもに関わる福祉についても担当しています。その中には、児童問題を専門に担当する「主任児童委員」もいます。現在、市内では主任児童委員6人を含む96人の民生委員・児童委員の皆さんが、それぞれの地域で活動しています。委員の主な役割の一つに「見守り活動」があります。地域の高齢者世帯や障がい者世帯、生活保護世帯の相談などに対応するため、定期的に自宅などを訪問して安否確認を行ったり、悩み事を聞いたりして、世帯ごとどのような支援が必要なのかを把握します。支援を必要とする方には、行政や民間事業者などの福祉サービスの紹介も行っています。委員には守秘義務がありますので、相談内容や個人の秘密が他に漏れることはありません。安心して、お気軽にご相談ください。

**12月1日の一斉改選にご協力**

現在の委員の任期は、今年の11月30日までです。12月1日には、再任を含めた委員の改選が全国で一斉に行われます。(任期は平成28年11月末日までの3年間)

委員は担当地区の状況を十分に把握し、住民の福祉増進を図るための活動を行います。住み慣れた地域の中から候補者を選出するには、皆さんのご理解が欠かせません。一斉改選に向けたご協力を、よろしく願います。

## 民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

- 社会調査** (担当地区内の住民の様子や福祉ニーズを日常的に把握します)
  - 例 配食サービスの協力や声掛け、電話や自宅訪問による安否確認などの活動を通して、住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するよう、取り組んでいます。
- 相談** (住民が抱える問題について相手の立場に立ち、親身になって相談に乗ります)
  - 例 ある日、委員のAさんは90歳のBさんのお宅を訪問した際に家族から「自宅で介護を続けたいが心身ともに疲労しているので、何か良い方法はないか」との相談を受け、話を聞きました。
- 情報提供** (社会福祉の制度やサービスについて、内容や情報を地域の住民にお知らせします)
  - 例 Aさんは、Bさんの家族の希望に沿えるよう、介護保険制度で利用できるホームヘルプサービスやショートステイなどのサービスについて、知っている情報を伝えました。
- 連絡通報** (住民が個々の福祉ニーズに応じたサービスを利用できるよう、関係行政機関や団体などに連絡して、必要な対応を促すパイプ役を務めます)
  - 例 その後Aさんは、Bさんと家族の申し出により市の窓口へ連絡して、サービスを利用するために必要な対応を依頼しました。
- 調整** (住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスが利用できるように支援します)
  - 例 また、Aさんは介護保険制度にはない通院の送迎などの要望に対し、サービスを利用できるよう、社会福祉協議会の事業やボランティア活動利用の調整を行いました。
- 生活支援** (住民が必要とする生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます)
  - 例 Aさんは、Bさんの家族が外出する時には近所やボランティアグループと連携して留守中の見守りを行うなど、自らも支援するとともに、家族だけでは対応しきれない事柄の解決に取り組みました。
- 意見提起** (活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて関係機関などに意見を提案します)
  - 例 A市の民生委員・児童委員で組織する協議会では、各委員の訪問活動を通じて在宅で介護している家族への支援の必要性を知り、問題点を取りまとめ、家族がゆっくり休めるようなプログラムを行政や社会福祉協議会、ボランティアなどと協議会が協力して実施してはどうか、という意見を市に提案しました。



訪問活動



連絡・調整活動



### 民生委員の 声

市民生委員児童委員協議会  
矢部明弘 会長

民生委員として活動を始めてから、今年で9年目になりますが、今でも「民生委員をやっているの？」と言われることがあります。こんなに頑張っているのに、「民生委員って案外知られていないんだ」と思うことがあります。私たちは、健康上の心配ごとをはじめ、日常生活に関わる問題を市役所、社会福祉協議会などと連携して解決する「あなたの地域の相談員」です。これからも民生委員の存在を知ってもらうとともに、地域住民や関係機関・団体と一緒に、高齢者や障がいをお持ちの方などの福祉の向上や、安心して住み続けることができる地域社会づくりに、委員が一体となって取り組んでいきます。

### 民生委員 ニュース ①「災害時に一人も見逃さない運動」

市では、地震や風水害などの災害時に一人では避難ができず、家族の助けも得られない人たち(「災害時要援護者」といいます)を事前に把握し、その人たちが自主防災組織を中心とした地域の皆さんの支援により安全に避難ができるよう、「災害時要援護者避難支援計画」に基づく登録を進めています。登録のための調査は、地区の民生委員・児童委員が該当者名簿に基づき、それぞれのお宅を訪問して行っています。該当者名簿に載っていない場合でも登録は可能です。登録を希望される方は、お住まいの地区の民生委員・児童委員(委員が分からない場合は社会福祉課)へ連絡をお願いします。登録をした後は、自主防災組織を中心とした近所の皆さんによる避難支援をお願いすることになります。

### 民生委員 ニュース ②「広げよう 地域に根ざした 思いやり」

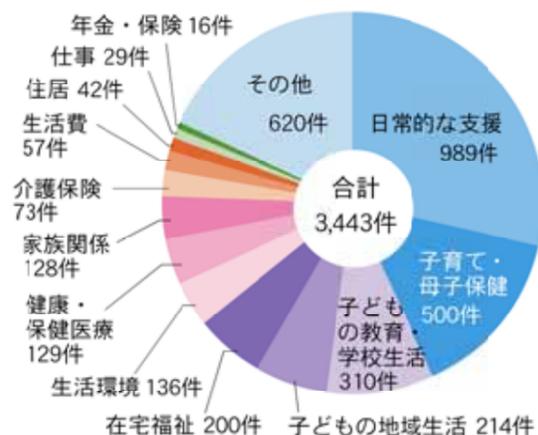
全国民生委員児童委員連合会では、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定め、安全で安心な福祉のまちづくりを目指してさまざまな取り組みを推進しています。また、「広げよう 地域に根ざした 思いやり」をキャッチフレーズに、この日からの1週間を「活動強化週間」としています。市でも、日ごろの見守り活動に加えて、この時期には福祉施設や病院でのボランティア活動を実施しています。

## ■このような相談・支援活動を行っています

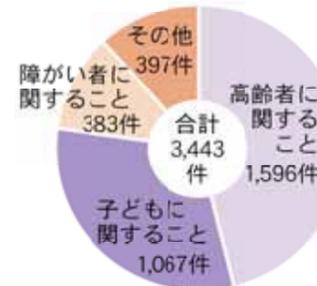
平成24年4月から平成25年1月までに、民生委員・児童委員が行った相談や支援の件数は、3,443件でした。内容別で見ると一番多かったのは「日常的な支援」(29%)で、次いで「子育て・母子保健」(15%)、「子どもの教育・学校生活」(9%)となっています。(グラフ1)

分野別に見てみると「高齢者に関すること」が46%で、最も多くなっています。(グラフ2)

グラフ1 (内容別)



グラフ2 (分野別)



### ～相談したいときには～

「相談したいけど、地区の民生委員さんが誰なのか分からない…」  
そんなときは社会福祉課(☎0070)まで、お問い合わせください。



お気軽にご相談ください